

役員の選任及び会長等の選定に関する規程 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備考
<p>役員の選任及び会長等の選定に関する規程</p> <p>第21条　〔役員等推薦委員会〕</p> <p>1. 第2章の規定に従い会長予定者が選出された後、役員等の選出に関しては、<u>改選期の2月に</u>役員等推薦委員会を設置し、役員等の選出事務等について、役員等推薦委員会が管理・運営する。</p> <p>2. 役員等推薦委員会は、改選期の1月臨時評議員会による承認によって設置され、第29条の理事会の終結の時をもって解散する。</p> <p>第22条　〔役員等推薦委員〕</p> <p>4. 本条第1項のうち、第2号の委員は1月理事会において選出し、第3号及び第4号の委員は<u>同月末</u>に開催される臨時評議員会において選出する。</p> <p>[改定]</p>	<p>役員の選任及び会長等の選定に関する規程</p> <p>第21条　〔役員等推薦委員会〕</p> <p>1. 第2章の規定に従い会長予定者が選出された後、役員等の選出に関しては、役員等推薦委員会を設置し、役員等の選出事務等について、役員等推薦委員会が管理・運営する。</p> <p>2. 役員等推薦委員会は、改選期の1月<u>又はそれより前に開催される</u>臨時評議員会による承認によって設置され、第29条の理事会の終結の時をもって解散する。</p> <p>第22条　〔役員等推薦委員〕</p> <p>4. 本条第1項のうち、第2号の委員は1月<u>又はそれより前に開催される</u>理事会において選出し、第3号及び第4号の委員は<u>1月又はそれより前に開催される</u>臨時評議員会において選出する。</p> <p>[改定]</p> <p style="color:red; text-align:center;"><u>2025年12月20日</u></p>	